

令和6年度 柴田町営墓地使用者募集のご案内

申込期間：2025年1月6日～1月31日

申込方法は窓口による受付のみです。(郵送・FAX・電話では受付いたしません)
1月31日(金)17:15までに窓口へ提出されたものが有効となります。

- ★「柴田町営墓地使用者募集のご案内」
- ★「柴田町営墓地使用申込書」が揃っているかご確認ください。
- ◆町営墓地には申込資格の制限があります。
- ◆申込者が募集区画数を超えた場合は抽選となります。
- ◆この「使用者募集のご案内」をよく読んでから、お申込みください。
- ◆柴田町は、町営墓地の使用申込みで知り得た個人情報を、使用許可審査及び墓地の管理運営の目的以外に利用することはありません。
- ◆申込書及び申込み時に添付された書類は、例外を除いて一切お返しできません。

柴田町役場 町民環境課

〒989-1692

宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3番45号

TEL/0224-55-2113

もくじ

1. 申込前に必ずご確認ください	1
2. 申込みから使用許可までの流れ	2
3. 申込資格	3
4. 申込みについての注意	4
5. 申込書の書き方（記入例）	5
6. 墓地使用者の選考	6
7. 町営墓地アクセス方法	7
8. 町営墓地の区画配置図	8

1. 申込前に必ずご確認ください

- ◆町営墓地は、町民の財産です。
- ◆町税を滞納している方は原則使用許可を出せません。
(柴田町では町税を滞納している方への行政サービスを一部制限しています)
- ◆墓碑や墓誌などの設備は使用者が自費で準備してください。
- ◆墓じまいや移転（改葬）によって墓地を使わなくなる際は、墓地の返還手続きを行っていただきます。また、返還の際は更地に戻していただきます。
- ◆区画内の雑草刈り払い、災害時の安全確認など、適切に使用するための管理は使用者の義務です。
- ◆使用者には年額 1,200 円を墓地管理料として納めていただきます。これらは町営墓地内の清掃や設備修繕など、利用する皆様の利便性向上のため活用させていただきます。
- ◆広報しばたお知らせ版 令和 7 年 1 月 1 日号に掲載した記事は以下のとおりです。

**募
集**

町営墓地使用者

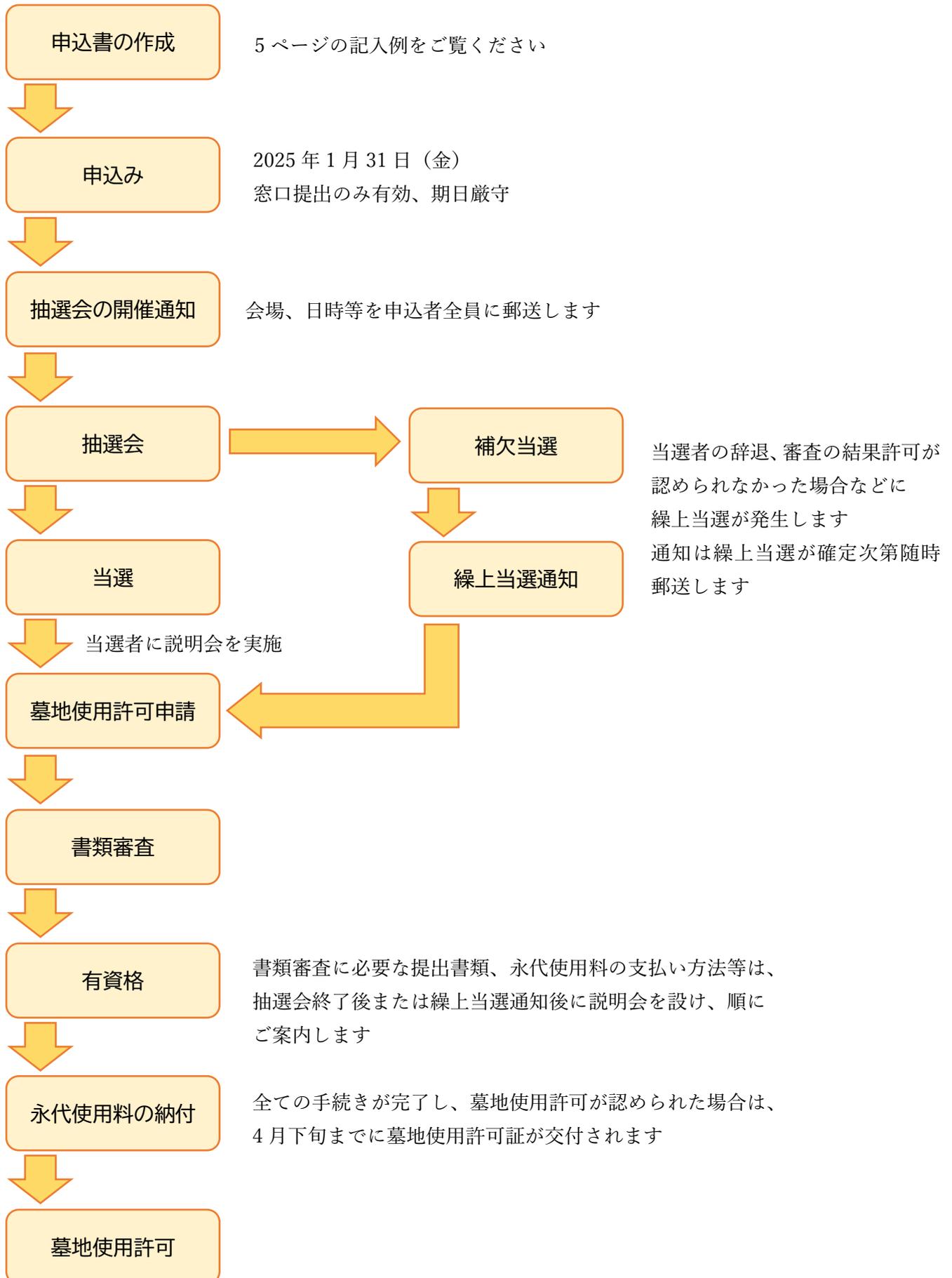
柴田町営墓地の使用者を募集します。申し込みは、第一墓地か第二墓地のどちらかになります。

	第一墓地	第二墓地
募集区画数	若干数	
区画面積	約4.50㎡	約5.06㎡
納骨堂	なし	あり
永代使用料	138,000円	425,000円
管理料	年額 1,200円	

所松ヶ越地内 **対**町内に住所を有する者
申1月31日(金)までに、印鑑持参のうえ下記まで。 ※申し込み多数の場合抽選
問町民環境課 TEL55-2113

2. 申込みから使用許可までの流れ

社会情勢等により、抽選会等の開催内容が変更になる場合もあります。



3. 申込資格

申込みされる方は、次の①～④の全ての資格を満たすことが必要です。

《申込締切日の状態が申込資格の判断の基準となります》

①申込者本人が柴田町内に居住していること

○申込締切日現在の居住地は本人確認書類等により確認できること。

○原則として、同一の世帯から複数の申込みはできません。

②世帯主が、原則として町税（町民税・軽自動車税・固定資産税等）を滞納していないこと

③過去、町営墓地に関する一切において不適切な行為をしたことがないこと

○虚偽の内容で墓地使用申込みを行った方、管理料の未納や区画の管理不徹底により、墓地使用許可を取り消された方を含みます。

④自らが使用する区画の清掃・管理のため、定期的に墓地へ訪れることが約束できること

4. 申込みについての注意

[申込みから墓地使用許可までの書類取得に関する手数料などは全て申込者の負担となります。]

- 申込書に記入されていない方は受付できません。
- 受付後の申込内容の変更はできません。
- 申込書の提出の際には、証明書類の提出は必要ありません。
- 申込書及び申込み時に添付された書類は、例外を除き一切お返ししません。
- 申込み後にやむを得ず住所が変わったときは、郵便局へ住所変更の手続きをとると共に、役場町民環境課へお知らせください。

次のような申込みは無効となります

- (1) 重複して申し込んだ場合（申込みは1世帯1通です）
- (2) 申込受付期間外に申し込んだ場合
- (3) 申込書に不正の記載や不明な点があった場合
- (4) 指定の申込書以外で申し込んだ場合

次のような場合は書類審査で失格となります

- (1) 申込資格要件に欠けている場合
- (2) 申込資格があることを証明できない場合
- (3) 事実と異なることを書いて申し込んだ場合
- (4) 住民票など審査に必要な書類を提出しない場合
- (5) 世帯主が町税（町民税・軽自動車税・固定資産税等）を滞納している場合

次のような場合は審査に合格した方でも墓地の使用許可を取り消します

- (1) 墓地使用許可までの間に、申込資格のうち1つでも欠けた場合
- (2) 指定した期日までに永代使用料を納めず、その理由について説明がない場合
- (3) その他、不正な行為によって墓地を使用しようとした場合

5. 申込書の書き方（記入例）

- 申込書には、事実を正確に記入してください。
- ペンまたはボールペン（黒インクのみ）で記入してください。特殊なインクにより摩擦で消せるペンは使用しないでください。
- 書き損じた場合は訂正箇所には二重線を引いて訂正印を押してください。
- 赤枠のなかのみ必ず記入してください。

町営墓地使用申込書

確認事項

①墓地使用の申込みについて

イ 申込み多数の場合は抽選会を実施します。

ロ 申込

次回

ハ 他に

②墓地使用

イ 使用

ロ 永代

でき

③墓地使用

イ 毎年

許可を取り消すことがあります。

ロ 墓地の使用を廃止する場合、元の状態（更地）に戻していただきます。また、納付いただいた永代使用料は返還しません。

取り消し、

確認事項をよく読み、提出日・住所・氏名を記入し、
押印のうえで窓口へお持ちください。

受付時に、申込書のコピーを控えとしてお渡しします。
抽選会の際に必要ですので保管してください。

入金が確認

合、使用

◇受付期間 2024年1月15日（月）～2024年1月31日（水）

◇受付場所 柴田町役場町民環境課 ※郵送・FAX不可

上記の確認事項を承諾し、町営墓地使用を申し込みたいします。

町営第一墓地 ・ 町営第二墓地

（どちらかを○で囲むこと）

2024年1月15日

〒989-1692

住所 柴田町 船岡中央2丁目3番45号

〒 ｼﾊﾞﾀ 知

氏名 柴田 太郎

㊞

受付番号：

6. 墓地使用者の選考

申込受付の締切後、申込多数の場合は抽選により当選者を決定します。当選者については、書類審査を行い墓地使用者を決定します。

申込受付の締切

2025年1月31日（金）17：15まで有効



抽選会の開催通知

2025年2月7日（金）頃に発送します。

申込者が募集区画数を超えなかった場合は自動的に当選扱いとなり、その旨を通知します。



抽選会

抽選会では、書類審査の対象となる方を決定します。書類審査の対象となった方は、書類審査で適切と認められてはじめて「墓地使用予定者」となります。抽選によって使用が確定するわけではありませんのでご注意ください。

※抽選会の会場、日時は開催通知に記載します。

※辞退の連絡があった場合を除き、原則として抽選に参加することができます。

※抽選は抽選機を使用し、柴田町役場職員が行います。



当選者への説明会

抽選会終了後、当選者に対し今後の説明を行います。

書類審査に必要な書類、永代使用料の納め方、使用許可までのスケジュールなどを説明しますので、職員の誘導に従ってください。



書類審査

当選された方には、申込資格の確認のため住民票等の書類を提出していただきます。

内容に相違が見つけられた場合は事情を確認します。場合によっては当選取り消しとなる恐れがありますのでご注意ください。

8. 町営墓地の区画配置図

